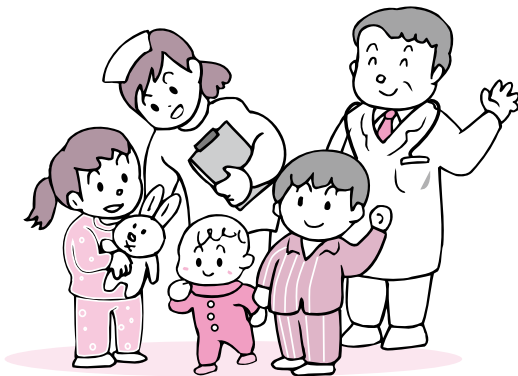


### 病児・病後児保育施設

## 1カ所新設・ 新年度登録受付開始



なのはなクリニック病児保育室  
ゼフィルス(吉岡)では、病気や病  
気回復期の子どもを保護者が家庭  
で看護できないとき、一時的に保  
育します。

このほかの病児・病後児保育施  
設として新たに、「成田ナーシン  
グ保育室」が4月11日(火)に成田病  
院内に開設されます。

開室日⇨水曜日を除く平日、土曜  
日(祝日、年末年始を除く)

時間⇨午前8時～午後6時(土曜  
日は午後1時まで)

所在地⇨押畑896(成田病院内)

対象⇨病気や病気回復期の6カ月  
児～小学生

定員⇨6人(病気の種類などによ  
り預かることができない場合が  
あります)

費用(1日当たり)⇨2,000  
円(6時間までは1,500円)。

そのほか実費負担あり

利用方法⇨利用日前日の午後6  
時までに成田ナーシング保育  
室(☎22・3131)へ連絡する。

開室時間外の場合は、子どもの  
名前と症状、連絡先を留守番電  
話に吹き込む

**29年度の登録受付開始**

利用には事前に登録が必要です。  
利用登録申請書に必要事項を書い  
て、各施設、子育て支援課(市役

所2階)、市立保育園のいずれか  
に提出してください。

※くわしくは成田ナーシング保育  
室(☎22・3131)、ゼフィ  
ル(☎73・8110)、子育て支  
援課(☎20・1538)へ。

**都市計画マスタープランなど  
まちづくりの方針を  
策定**

市では、「成田市都市計画マス  
タープラン」「成田市立地適正化計  
画(都市機能誘導区域編)」を策定  
しました。

各計画の全文は、次の場所で閲  
覧できます。

閲覧場所⇨行政資料室 市役所1  
階)、市立図書館、都市計画課  
ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/toshikei/index.html>)

**成田市都市計画マスタープラン**

平成28年に策定された「NA  
RIITAみらいプラン」で掲げる  
将来都市像を具体化していくため、  
平成39年に向けた都市計画に関す  
る基本的な方針などを示していま  
す。

### 成田市立地適正化計画(都市機能 誘導区域編)

成田市都市計画マスタープラン  
の実現化を図るため、具体的な都  
市づくりの目標を定めています。

本編では、都市機能を集約させ  
た、福祉・医療・商業などのサー  
ビスの効率的な提供を図る都市機  
能誘導区域を指定しました。

※くわしくは都市計画課(☎20・  
1560)へ。

**素案の公表と意見の募集**

市では、観光振興の基本となる  
考え方や施策の方向を示した「成  
田市観光振興基本計画」の素案を

**4月3日から閲覧開始**

市では、観光振興の基本となる  
考え方や施策の方向を示した「成  
田市観光振興基本計画」の素案を

公表し、意見を募集します。  
閲覧場所⇨観光プロモーション  
課(市役所4階)、行政資料室  
(市役所1階)、下総・大栄支所  
各公民館、市立図書館、保健福  
祉館、三里塚コミュニティセン  
ター、もりんぴあこうづ、赤坂  
ふれあいセンター、企画政策  
課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/pabkome.html>)

意見を提出できる人⇨市内在住・  
在勤・在学の人、市内に事業所  
などがある人、利害関係者

意見の提出期限⇨5月2日(火)(必  
着)

意見の提出方法⇨閲覧場所にある  
意見提出書に必要事項を書いて  
直接・郵送・FAX・Eメール  
のいずれかで観光プロモーション  
課(☎2006・85805 花崎  
町760 FAX24・21855 E  
メールkanpro@city.narita.ch  
iba.jp)へ

結果の公表⇨市の考えと併せて市  
ホームページなどに掲載

※くわしくは観光プロモーション  
課(☎20・1540)へ。



JR成田駅舎内の観光案内所

# 市長日誌



3月1日～15日

1日	市議会一般質問(～6日)
	いきいきフェスティバル
4日	もりんぴあこうづ東北復興支援Week.2017
5日	成田高校卒業式
	グラウンド・ゴルフ協会チャンピオン大会
7日	経済環境常任委員会
	空港対策特別委員会
	医学部設置に関する特別委員会
8日	成田用水土地改良区総代会
	建設水道常任委員会
9日	教育民生常任委員会
10日	総務常任委員会
11日	生涯大学院卒業式・修了式
	市民パークゴルフ大会
13日	予算特別委員会(～15日)
	根木名川土地改良区総代会
14日	成田中学校卒業式



フェスティバルの開会式であいさつ(4日)

## 転入・転出・転居届

### 手続きを忘れずに

住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、市民課赤坂分室、下総・大栄支所で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認をします。ので運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってきてください。

転入届 市外から移ってきたとき

は、14日以内に手続きしてください

○必要なもの: 前住所地の市区町村が発行した転出証明書、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)、年金手帳(加入している人)

転出届 市外へ移るときは、手続きしてください。転出証明書が発行されます(マイナンバーカード・住基カードを持っている人は、発行されません)

○必要なもの: 国民健康被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証(いずれも加入している人)、子ども医療費助成受給券(持っている人) 転居届 市内で住所を移したときは14日以内に手続きしてください

○必要なもの: マイナンバーカード

ドまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳(いずれも加入している人)

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

## 水道・下水道

### 使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、ヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡して行ってください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。ホームページは<https://www.vje>

携帯サイトは <https://www.jen-ets.jp/mobile/index.cgi?area=06>



ニュータウン地区は県営水道のため県水お客センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

## 住宅用省エネルギー設備

### 設置に補助金を交付

市では、住宅用省エネルギー設備を設置した人や、設置された住宅を購入した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付していただきます。

### 対象設備と補助額(上限額)

- 太陽光発電システム: 12万円
- 燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池: 10万円

- 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)機器: 1万円
- 電気自動車等充給電設備(電気

自動車などへの充電と電気自動車などから住宅への電力の供給が可能な設備のこと)……5万円

- 太陽熱利用システム: 5万円
- 地中熱利用システム: 10万円

申請期限 平成31年3月31日  
※くわしくは環境計画課(☎20・1533 ホームページ<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kankei/index.html>)へ。

## 地球環境保全協定

### 活動事業者を募集

市では、「成田市地球環境保全協定」を結び、省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などの活動をする事業者を募集しています。

協定を結んだ事業者は市の融資制度「環境経営支援資金」を受けることができます(別途融資に関する条件や審査などがあります)。協定を結んだ事業者の一覧を環境計画課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kankei/hozenkyuotei.html>)をご覧ください。

※くわしくは同課(☎20・1533)へ。



## 春の全国交通安全運動

### ルールを守り事故防止

4月6日(木)～15日(土)は春の全国交通安全運動期間です。重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用徹底
- 飲酒運転の根絶

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

## 医療費通知

### 4月下旬に送付します

市では、国民健康保険に加入している人に、4月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、平成28年11月～29年1月に国民健康保険で受診した医療費の総額と、市が負担した額をお知らせするものです。

通知を希望しない人は、4月7日(金)までに保険年金課(☎20・1526)へ連絡してください。すでに連絡をしている人は必要ありません。

※くわしくは同課へ。

## 年金からの特別徴収

### 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額は、平成29年2月分と同額です。10・12・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。申し出により口座振替での納付もできます。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険 ☎20・1526、後期高齢者医療保険 ☎20・1547)へ。

## 後期高齢者医療

### 差額ベッド料・人間ドック費用など助成

#### 差額ベッド料

対象 15日以上継続して入院し、差額ベッドを利用した後期高齢者医療の被保険者(本人の所得制限あり)

申請方法 1 保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所にあ

る申請書の「証明書欄」に医療機関の証明をもらい、差額ベッド料がある期間の医療機関発行の領収書、本人名義の通帳、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所へ

申請期限 1 差額ベッド料を支払った日の翌日から2年

助成限度額 1 1日1、000円を上限として年度内30日まで

#### 人間ドック・脳ドック

対象 1 次の全てに当てはまる人

- 市内に1年以上在住している後期高齢者医療の被保険者
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している人
- 前回人間ドックを受けてから1年以上(脳ドックは2年以上)経過している人

○市が実施する「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受診していない人

利用方法 1 指定検査医療機関(左記)に予約した後、受検日の2週間前までに保険証と印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所

で手続きし、後日郵送される承認書を持って受検

指定検査医療機関 1 成田赤十字病院、成田病院、県立佐原病院、

北総栄病院、聖隷佐倉市民病院、国保旭中央病院、龍ヶ崎済生会病院、千葉ロイヤルクリニクス、成田富里徳洲会病院、千葉脳神経外科病院(脳ドックのみ)

#### 助成額

○人間ドック: 受検費用の70%(検査種別や費用、項目などは医療機関により異なる)

○脳ドック: 2万円

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

## なれた景観資産

### 新たに2カ所を登録

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられ、



新たに登録された松ノ下近隣公園

良好な景観を望むことができる場所を「なれた景観資産」として登録しています。平成28年度は新たに、「松ノ下近隣公園の自然林の景観」「旧学習院初等科正堂と森林の景観」の2カ所を登録しました。

#### お気に入りの場所を募集

素晴らしい景観を望むことができる場所があったら、ぜひ推薦してください。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1592 ホームページ <http://www.city.narita.chiba.jp/sei/sosiki/koen/index0000.html>)へ。

## 経営所得安定対策の申請

### 水田・畑作農家の皆さんへ

経営所得安定対策の申請を受け付けています。

提出期限 1 6月30日(金)

提出先 1 農政課(市役所4階)、下

総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(<http://www.naff.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。